

日本盲教育史研究会 会則

第1条（本会の名称）

本会の名称を、日本盲教育史研究会と称する。

第2条（本会の目的）

本会は、盲教育史全般に関する研究および、その成果の普及を目的とする。

第3条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同して会費を納入した者とする。

第4条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究大会の開催（年1回）
2. 会報の発行（年1回）
3. その他本会の目的達成に必要な事業

第5条（組織・運営）

1. 本会の総会は、会員で構成する。
2. 本会には次の役員を置く。
 - (1) 会長(1名)
 - (2) 副会長(2名)
 - (3) 事務局長(1名)
 - (4) 会計(1名) 本会の貯金口座等の管理は会計が行う。
 - (5) 事務局委員(若干名)
 - (6) 顧問(若干名)
 - (7) 会計監査(1名)
3. 本会に運営委員会を置く。運営委員会は、上記(1)～(5)で構成する。
(6)・(7)は必要に応じ、運営委員会に出席して意見を述べることができる。
4. 役員は総会において選出する。
5. 役員の任期は2年とする。
6. 本会の所在地を事務局長宅とする。

第6条（会費）

本会の会費は年額 2000 円とする。
会計年度は 10 月 1 日より、翌年の 9 月 30 日までとする。

第7条（会則改正）

本会の会則の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛同をもって行う。

付則 : 本会則は、平成 24 年 10 月 1 日より施行する。

付則追加 : 本会則は、平成 27 年 10 月 24 日より施行する。

付則追加 : 本会則は、平成29年10月21日より施行する。

付則追加 : 本会則は、令和4年10月22日より施行する。